

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
1	短期大学評価基準の趣旨 (略)	短期大学評価基準の趣旨 (略)
2	短期大学評価基準の構造 (略)	短期大学評価基準の構造 (略)
3	基準 I 建学の精神と教育の効果 (略)	基準 I 建学の精神と教育の効果 (略)
4	A 建学の精神 (略)	A 建学の精神 (略)
5	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。 (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。	基準 I -A-1 建学の精神を確立している。 (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。 (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。 (3) 建学の精神を学内外に表明している。 (4) 建学の精神を学内において共有している。 (5) 建学の精神を定期的に確認している。
6	基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (略)	基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。 (略)
7	B 教育の効果 (略)	B 教育の効果 (略)
8	基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に 応えているか定期的に点検している。	基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。 (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。 (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。 (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請 に 応えているか定期的に点検している。 <u>(学習成果の点検については、 基準 II -A-6)</u>
9	基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。 (略)	基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。 (略)
10	基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受 入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。 (略)	基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受 入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。 (略)
11	C 内部質保証 (略)	C 内部質保証 (略)
12	基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組ん でいる。 (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組ん でいる。 (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	(2) <u>日常的</u> に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。 (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
13	基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。 (略)	基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。 (略)
14	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (略)	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (略)
15	A 教育課程 (略)	A 教育課程 (略)
16	基準Ⅱ-A-1 <u>学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針</u> (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。 (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (削除) (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。 (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。	基準Ⅱ-A-1 <u>短期大学士の卒業認定・学位授与の方針</u> (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。 (1) <u>学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針</u> は、それぞれの学習成果に対応している。 ① <u>学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針</u> は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。 (2) <u>学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針</u> を定めている。 (3) <u>学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針</u> は、社会的・国際的に通用性がある。 (4) <u>学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針</u> を定期的に点検している。
17	基準Ⅱ-A-2 <u>学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針</u> (カリキュラム・ポリシー) を明確に示している。 (1) <u>教育課程編成・実施の方針</u> は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) <u>教育課程編成・実施の方針</u> に従って、教育課程を編成している。 ① <u>短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。</u> ② <u>学習成果に対応した、授業科目を編成している。</u> ③ <u>単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。</u> ④ <u>成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。</u> ⑤ <u>シラバスに必要な項目 (学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等) を明示している。</u>	基準Ⅱ-A-2 <u>教育課程編成・実施の方針</u> (カリキュラム・ポリシー) を明確に示している。 (1) <u>学科・専攻課程の教育課程</u> は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。 (2) <u>学科・専攻課程の教育課程</u> を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。 (新規) ① <u>学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。</u> ② <u>単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。</u> ③ <u>成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。</u> ④ <u>シラバスに必要な項目 (学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等) を明示している。</u>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	<p>⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（3）教育課程の見直しを定期的に行っている。</p>	<p>⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。</p> <p><u>（3）学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。</u></p> <p><u>（4）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。</u></p>
18	<p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。</p> <p>（略）</p>	<p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。</p> <p>（略）</p>
19	<p>基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。</p> <p>（略）</p>	<p>基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。</p> <p>（略）</p>
20	<p>基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>（1）入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>（2）学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>（3）入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>（4）入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>（5）高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>（6）授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>（7）アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>（8）受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>（9）入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</p>	<p>基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>（1）入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>（2）学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>（3）入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>（4）入学者選抜の方法（<u>推薦、一般、AO 選抜等</u>）は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>（5）高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>（6）授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>（7）アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>（8）受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>（9）入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</p>
21	<p>基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。</p> <p>（略）</p>	<p>基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。</p> <p>（略）</p>
22	<p>基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。</p> <p>（1）GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。</p> <p>（2）学生調査や学生による自己評価、<u>同窓生</u>への調査、インターンシップや</p>	<p>基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。</p> <p>（1）GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。</p> <p>（2）学生調査や学生による自己評価、<u>同窓生・雇用者</u>への調査、インターン</p>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	<p>留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。</p> <p>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</p>	<p>シップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。</p> <p>(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。</p>
23	<p>基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (略)</p>	<p>基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。 (略)</p>
24	<p>B 学生支援</p> <p>短期大学は、<u>学習成果の獲得に向けて教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）を有効に活用</u>して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。</p> <p>短期大学は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に<u>捉え</u>、それに対応した学習支援の環境を整えることである。</p> <p>短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。</p> <p>短期大学は、<u>学生生活支援や進路支援</u>のための組織や支援体制を整備しなければならない。</p>	<p>B 学生支援</p> <p>短期大学は、<u>積極的に資源配分を整備</u>して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。</p> <p>短期大学は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確に<u>とらえ</u>、それに対応した学習支援の環境を整えることである。</p> <p>短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。</p> <p>短期大学は、<u>学生生活支援</u>のための組織や支援体制を整備しなければならない。</p>
25	<p>基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</p> <p>(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</p> <p>②学習成果の獲得状況を適切に把握している。</p> <p>③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</p> <p>④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</p> <p>⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</p> <p>⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</p> <p>(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</p> <p>②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</p> <p>③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行う</p>	<p>基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。</p> <p>(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①<u>教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。</u></p> <p>②<u>教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。</u></p> <p>③<u>教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。</u></p> <p>④<u>教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。</u></p> <p>⑤<u>教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。</u></p> <p>⑥<u>教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。</u></p> <p>(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。</p> <p>①<u>事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。</u></p> <p>②<u>事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。</u></p> <p>③<u>事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る</u></p>

No	新	旧
	<p>ている。</p> <p>④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</p> <p>(3) <u>短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</u></p> <p>①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、図書館又は学習資源センター等の<u>学生の利便性を向上</u>させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>	<p>る支援を行っている。</p> <p>④事務職員は、<u>学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。</u></p> <p>(3) <u>教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。</u></p> <p>①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。</p> <p>②教職員は、<u>学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上</u>させている。</p> <p>③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。</p> <p>④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。</p> <p>⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。</p>
26	<p>基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p> <p>(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。</p> <p>(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。</p> <p>(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。</p> <p>(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</p> <p>(7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</p> <p>(8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。</p> <p>(9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。</p> <p>(10) 学習成果の獲得状況を<u>示す</u>量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</p>	<p>基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。</p> <p>(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。</p> <p>(3) <u>学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等</u>を行っている。</p> <p>(4) <u>学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）</u>を発行している。</p> <p>(5) <u>学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等</u>を行っている。</p> <p>(6) <u>学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。</u></p> <p>(7) <u>学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。</u></p> <p>(8) <u>学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援</u>を行っている。</p> <p>(9) <u>必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）</u>を行っている。</p> <p>(10) 学習成果の獲得状況を<u>示す</u>量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。</p>
27	<p>基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>	<p>基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	<p>(12) 長期履修生を<u>受け入れる</u>体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。</p>	<p>(12) 長期履修生を<u>受入れる</u>体制を整えている。 (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。</p>
28	<p>基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。 (略)</p>	<p>基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。 (略)</p>
29	<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <p>短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、<u>財政上の安定を確保する</u>ように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。</p> </div> <p>短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。 短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源と<u>捉える</u>べきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。 (略)</p>	<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(略)</p> <p>短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、<u>財務上の安定を確保する</u>ように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。</p> </div> <p>短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。 短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源と<u>とらえる</u>べきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。 (略)</p>
30	<p>A 人的資源</p> <p>短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を<u>通じて</u>、三つの方針を見直し整備することが求められる。 (略)</p>	<p>A 人的資源</p> <p>短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を<u>行うとともに</u>、三つの方針を見直し整備することが求められる。 (略)</p>
31	<p>基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</p> <p>(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</p>	<p>基準Ⅲ-A-1 <u>学科・専攻課程</u>の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。</p> <p>(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。 (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。 (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、<u>それを公表</u>している。 (4) <u>学科・専攻課程</u>の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。</p>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	<p>(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を<u>準用</u>している。</p> <p>(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。</p> <p>(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>	<p>(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を<u>遵守</u>している。</p> <p>(6) <u>学科・専攻課程</u>の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。</p> <p>(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。</p>
32	<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p> <p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p><u>(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</u></p> <p><u>(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</u></p> <p><u>(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための<u>取組み</u>を定期的に行っている。</u></p> <p><u>(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</u></p> <p><u>(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</u></p> <p><u>(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</u></p> <p><u>(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</u></p> <p><u>(9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</u> ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p><u>(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。</u></p>	<p>基準Ⅲ-A-2 専任教員は、<u>学科・専攻課程</u>の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。</p> <p>(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は<u>学科・専攻課程</u>の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。</p> <p><u>(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。</u></p> <p><u>(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。</u></p> <p><u>(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。</u></p> <p><u>(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための<u>取組み</u>を定期的に行っている。</u></p> <p><u>(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。</u></p> <p><u>(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。</u></p> <p><u>(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。</u></p> <p><u>(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。</u></p> <p><u>(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</u> ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。</p> <p><u>(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。</u></p>
33	<p>基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。</p> <p>(1) 短期大学の<u>教育研究活動</u>等に係る事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>(4) 事務関係諸規程を整備している。</p> <p>(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</u></p> <p><u>(8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連</u></p>	<p>基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。</p> <p>(1) 事務組織の責任体制が明確である。</p> <p>(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。</p> <p>(3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。</p> <p>(4) 事務関係諸規程を整備している。</p> <p>(5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。</p> <p><u>(6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。</u></p> <p><u>(7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。</u> ①<u>事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を図っている。</u></p> <p><u>(8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。</u></p> <p><u>(9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連</u></p>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	携している。	携している。
34	基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 (略)	基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。 (略)
35	B 物的資源 (略)	B 物的資源 (略)
36	基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (10) 適切な面積の体育館を有している。 <u>(11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。</u>	基準Ⅲ-B-1 <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。 (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (2) 適切な面積の運動場を有している。 (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。 (5) <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。 (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。 (7) <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。 (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。 (10) 適切な面積の体育館を有している。 <u>(新規)</u>
37	基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 (略)	基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。 (略)
38	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)	C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)
39	基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	基準Ⅲ-C-1 短期大学は、 <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。 (1) <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。 (2) <u>学科・専攻課程</u> の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

No	新	旧
	<p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。</p> <p>(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。</p>	<p>(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。</p> <p>(4) <u>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて</u>技術的資源の分配を常に見直し、活用している。</p> <p>(5) 教職員が<u>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて</u>授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。</p> <p>(6) <u>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて</u>、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。</p> <p>(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。</p> <p>(8) <u>学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて</u>授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。</p>
40	<p>D 財的資源</p> <p>財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、<u>財政上の安定を確保するように</u>経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>	<p>D 財的資源</p> <p>財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、<u>財務上の安定を確保するように</u>経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。</p>
41	<p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 (略)</p>	<p>基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。 (略)</p>
42	<p>基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 (略)</p>	<p>基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。 (略)</p>
43	<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。</p> <p>理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。</p> <p>財務等の情報の公表・公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。</p> </div> <p>(略)</p> <p>短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重</p>	<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。</p> <p>理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。</p> <p>財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。</p> </div> <p>(略)</p> <p>短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重</p>

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に情報を公表・公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的に情報の公表・公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。	要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。
44	A 理事長のリーダーシップ (略)	A 理事長のリーダーシップ (略)
45	基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 (略)	基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。 (略)
46	B 学長のリーダーシップ (略)	B 学長のリーダーシップ (略)
47	基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 (略)	基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。 (略)
48	C ガバナンス (略) 監事は、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。 評議員会は、予算及び事業計画の諮問、事業に関する中期的な計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員の諮問に応えなければならない。	C ガバナンス (略) 監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。 評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員の諮問に応えなければならない。
49	基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。 (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。	基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。 (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。 (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。 (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。
50	基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。	基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。 (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。 (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。
51	基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

短期大学評価基準 新旧対照表

No	新	旧
	(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。	(1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。 (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

No	専門職学科の評価基準	
1	<p>専門職学科については、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。</p>	
2	<p>◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ A 教育課程</p> <p>基準Ⅱ-A-2 (2) ⑥を削除する。</p> <p>「基準Ⅱ-A-4」を次のとおりとする。</p> <p>基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。</p> <p>(1) 学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、教育課程の構成等不断の見直しを行う体制が確立している。</p> <p>(2) 教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。</p> <p>(3) 教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p> <p>「基準Ⅱ-A-5」を次のとおりとする。</p> <p>基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>(6) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。</p> <p>(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>(8) アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p> <p>(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</p>	
3	<p>◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ B 学生支援</p> <p>基準Ⅱ-B-2 (7) を削除し、以下番号を順に繰り上げる。</p>	

No	専門職学科の評価基準	
4	<p>◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ B 物的資源</p> <p>「基準Ⅲ-B-1」を次のとおりとする。</p> <p>基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。</p> <p>(1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(2) 適切な面積の運動場を有している。</p> <p>(3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。</p> <p>(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しているほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。</p> <p>(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。</p> <p>(7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。</p> <p>(8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。</p> <p>①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。</p> <p>②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。</p> <p>(9) 適切な面積の体育館を有している。</p> <p>(10) 多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる場合、適切な場所を整備している。</p>	

No	専門職短期大学の評価基準	
1	<u>専門職短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。</u>	
2	◆「短期大学」は、「専門職短期大学」に読み替える。 <u>「短期大学設置基準」は、「専門職短期大学設置基準」に読み替える。</u>	
3	◆基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果：テーマA 建学の精神 <u>「基準Ⅰ-A-2」を次のとおりとする。</u> <u>基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として産業界、地域社会に貢献している。</u> <u>(1) 産業界、地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。</u> <u>(2) 産業界、地域社会の地方公共団体、企業等と協定を締結するなど連携している。</u> <u>(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて産業界、地域社会に貢献している。</u>	
4	◆基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果：テーマB 教育の効果 <u>「基準Ⅰ-B-1」を次のとおりとする。</u> <u>基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。</u> <u>(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。</u> <u>(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。</u> <u>(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が産業界、地域社会の要請に応じているか定期的に点検している。</u>	
5	◆基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマA 教育課程 <u>「基準Ⅱ-A-2」を次のとおりとする。</u> <u>基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。</u> <u>(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。</u> <u>(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。</u> <u>①専門職短期大学設置基準にのっとり産業界、地域社会との連携により体系的に編成している。</u>	

No	専門職短期大学の評価基準	
	<p>②学習成果に対応した、授業科目を編成している。</p> <p>③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。</p> <p>④成績評価は学習成果の獲得を専門職短期大学設置基準等にのっとり判定している。</p> <p>⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。</p> <p>(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。</p> <p>「基準Ⅱ-A-3」を次のとおりとする。</p> <p>基準Ⅱ-A-3 教育課程は、専門職短期大学設置基準にのっとり、教育課程連携協議会の意見を勘案し、編成している。</p> <p>(1) 学科・専攻課程に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、教育課程の構成等不断の見直しを行う体制が確立している。</p> <p>(2) 教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。</p> <p>(3) 教育効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。</p> <p>「基準Ⅱ-A-4」を削除し、以下を繰り上げ、「基準Ⅱ-A-4」を次のとおりとする。</p> <p>基準Ⅱ-A-4 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。</p> <p>(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。</p> <p>(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。</p> <p>(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。</p> <p>(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。</p> <p>(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。</p> <p>(6) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。</p> <p>(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。</p> <p>(8) アドミッション・オフィス等を整備している。</p> <p>(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。</p>	

No	専門職短期大学の評価基準	
	<p><u>(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。</u></p>	
6	<p>◆<u>基準Ⅱ 教育課程と学生支援：テーマ B 学生支援</u></p> <p>基準Ⅱ-B-2 (7) を削除し、以下番号を順に繰り上げる。</p>	
7	<p>◆<u>基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ B 物的資源</u></p> <p><u>「基準Ⅲ-B-1」を次のとおりとする。</u></p> <p><u>基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。</u></p> <p><u>(1) 校地の面積は専門職短期大学設置基準の規定を充足している。</u></p> <p><u>(2) 適切な面積の運動場を有している。</u></p> <p><u>(3) 校舎の面積は専門職短期大学設置基準の規定を充足している。</u></p> <p><u>(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。</u></p> <p><u>(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しているほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。</u></p> <p><u>(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。</u></p> <p><u>(7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。</u></p> <p><u>(8) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。</u></p> <p><u>①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。</u></p> <p><u>②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。</u></p> <p><u>(9) 適切な面積の体育館その他のスポーツ施設を有している。</u></p> <p><u>(10) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。</u></p>	

短期大学評価基準 新旧対照表

No	公立短期大学の評価基準（新）	公立短期大学の評価基準（旧）
1	公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。	公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。
2	◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。	◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。
3	◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源 （略）	◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源 （略）
4	◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ （略）	◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ （略）
5	<p>◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス</p> <p>①公立大学法人の場合 「基準Ⅳ-C-1」及び「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-3」を削除する。</p> <p>基準Ⅳ-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。</p> <p>(1) 監事は、<u>公立大学法人の業務、財産の状況及び役員（監事を除く）の業務執行の状況について適宜監査している。</u></p> <p>(2) 監事は、<u>監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。</u></p> <p>(3) 監事は、<u>公立大学法人の業務、財産の状況及び役員（監事を除く）の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事長に提出している。</u></p> <p>（略）</p> <p>②公立大学法人以外の場合 （略）</p>	<p>◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス</p> <p>①公立大学法人の場合 「基準Ⅳ-C-1」及び「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-3」を削除する。</p> <p>基準Ⅳ-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。</p> <p>(1) 監事は、<u>公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。</u></p> <p>(2) 監事は、<u>公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。</u></p> <p>(3) 監事は、<u>公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事長に提出している。</u></p> <p>（略）</p> <p>②公立大学法人以外の場合 （略）</p>